

○総務省令第十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の六の三の次に次の二号を加える。

十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められて

いる基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められて

いる基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガ

チップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

第二条第一項第十一号の十の三の次に次の二号を加える。

十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められて

いる基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められて

いる基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

第二条第一項第十一号の二十の次に次の二号を加える。

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められ

ている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第五十二号の次に次の二号を加える。

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

第二条第一項第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二の二第三項」に改める。

第四条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

第六条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「登録証明機関による」を削り、「技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく」を「法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第六条第七項を次のように改める。

7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

9 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第十六条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第十七条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 認証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第十七条第七項を次のように改める。

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第十七条第九項中「法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）」を「技術基準」に改め、「知つたときは」の下に「、直ちに」を加え、同条に次の一項を加える。

10 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第二十二条第一項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第二十三条第二項及び第三項中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二の二第三項」に改める。

第二十五条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第二十五条第七項を次のように改める。

7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

9 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十二条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第三十三条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「に規定する」を「の」に改め、「の各号」を削り、同項第二号及び第三号中「認証工事設計」を「工事設計認証に係る工事設計」に改め、同条第五項を削

り、同条第六項中「認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八條の三十一第六項において準用する法第三十八條の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八條の三十一第六項において準用する法第三十八條の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第三十三條第七項を次のように改める。

7 法第三十八條の三十一第六項において準用する法第三十八條の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第三十三條に次の一項を加える。

9 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八條の三十一第六項において準用する法第三

十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十八条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第三十九条第八項及び第十一項のただし書を削り、同条に次の一項を加える。

13 届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者が表示を付した特別特定無線設備が技術

基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第二十一条第十号の二

第二十一条第十号の二

第二十一条第十号の二

第二十一条第十号の六

第二十一条第十号の六

第二十一条第十号の六

第二十一条第十号の六

第二十一条第十号の十

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の二 |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の二 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三 |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の四 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の五 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三 |
|--|--|--|---|---|---|---|--------|

別表第一号一(3)アの表中

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|

を

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |

に、

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|

を

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |

に、

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|--|--|--|

第
第
第

第

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

第
第
第

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

第

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

第
第
第

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|---|--------------------|
| | ○ | ○ | 備設線無の三の十の号一十第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の四の十の号一十第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の五の十の号一十第項一第条二 |

| | | | |
|--|---|---|-------------------|
| | ○ | ○ | 備設線無の十二の号一十第項一第条二 |
|--|---|---|-------------------|

| | | | |
|--|---|---|---------------------|
| | ○ | ○ | 備設線無の十二の号一十第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の二の十二の号一十第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の三の十二の号一十第項一第条二 |

| | | | |
|--|---|---|-----------------|
| | ○ | ○ | 備設線無の号二十五第項一第条二 |
|--|---|---|-----------------|

| | | | |
|--|---|---|-------------------|
| | ○ | ○ | 備設線無の号二十五第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の二の号二十五第項一第条二 |
| | ○ | ○ | 備設線無の三の号二十五第項一第条二 |

を

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |

に、

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 17注○ | | | | | | | | ○ | ○ |
|------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|

を

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 17注○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |

に、

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|------|---|---|
| ○ | | | | | | | 15注○ | ○ | ○ |
|---|--|--|--|--|--|--|------|---|---|

を

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|------|---|---|
| ○ | | | | | | | 15注○ | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |
| ○ | | | | | | | | ○ | ○ |

に、

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|
| | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | | | | | | ○ | ○ | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|------|
| | | | | | | | ○ | | 16注○ |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|------|

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|------|
| | | | | | | | ○ | | 16注○ |
| | | | | | | | ○ | | |
| | | | | | | | ○ | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| | | | | | | | ○ | | ○ |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| | | | | | | | ○ | | ○ |
| | | | | | | | ○ | | ○ |
| | | | | | | | ○ | | ○ |

無の号四十五第項一第条二第

無の号四十五第項一第条二第

二の号四十五第項一第条二第

三の号四十五第項一第条二第

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|------|---|---|---|---|-----|
| | | 15注○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線 |
|--|--|------|---|---|---|---|-----|

| | | | | | | | |
|--|--|------|---|---|---|---|-------|
| | | 15注○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線 |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の |

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|--|--|--|--|
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
|--|--|---|--|---|---|--|--|--|--|

を

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|--|--|--|--|
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | |

に改める。

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

└

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

└

別表第一号一(3)アの表注19中「第九条の二第七項」を「第九条の二第六項」に改める。

別表第一号第一中「陸上移動局（PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接

続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う」及び「第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の」並びに「回線線路」及び「第2条第1項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備の空中線電力の」及び「無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許

容値が規定されている場合であつて、当該「場合にあつて」や「とき」に於て、回表線一柱(ニ)中「第11号の7」の次に「、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19」や「、第53号又は第54号」や「又は第52号の2から第54号の3まで」に於て。

表線一柱中「第38条の2第1項」や「第38条の2の2第1項」に於て。

「第6条第6項」 「第38条の6第

第17条第6項 第38条の29に

表線一柱中 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

第25条第6項 電波法 第38条の31第

第33条第6項 第38条の31第

3項

において準用する同法第38条の6第3項

に於て。

4項において準用する同法第38条の6第3項

6項において準用する同法第38条の6第3項」

「第2条第1項

様式第7号注4の表

第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備

WV

イ

第2条第1項

| | |
|------------------|----|
| 第11号の2の2に掲げる無線設備 | WV |
| 第11号の2の3に掲げる無線設備 | DT |

ロ

第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備

ZV

| | |
|------------------------|----|
| 第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備 | ZV |
| 第2条第1項第11号の6の4に掲げる無線設備 | ET |
| 第2条第1項第11号の6の5に掲げる無線設備 | FT |

イ

ロ

第2条第1項第11号の10の3

| | |
|-------------------------|----|
| 第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備 | BU |
| 第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備 | GT |
| 第2条第1項第11号の10の5に掲げる無線設備 | HT |

に掲げる無線設備

BU

イ

第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備

GT

ロ

第2

第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備

I U

や

第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備

第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備

第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備

I U

I T

J T

ひ

第 2 条第 1 項第 52 号に掲げる無線設備

J V

や

第 2 条第 1 項第 52 号に

第 2 条第 1 項第 52 号の

第 2 条第 1 項第 52 号の

掲げる無線設備

J V

2 に掲げる無線設備

K T

3 に掲げる無線設備

L T

ひ

第 2 条第 1 項第 54 号に掲げる無線設備

L V

や

第 2 条第 1 項第 54 号に掲げる無線設備

L V

| | |
|----------------------|----|
| 第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備 | MT |
| 第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備 | NT |

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。